

第十九回国
参議院通商産業委員会會議録第三十三号

昭和二十九年四月十六日（金曜日）午後一時五十七分開會

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事

松平 勇雄君
加藤 正人君
海野 三朗君

委員

政府委員

通商產業省 政務次官	古池 信三君
通商産業省 鈛山局長	川上 爲治君

事務局側

常任委員 會專門員	山本友太郎君
常任委員 會專門員	小田橋貞壽君

說明員

通商産業省 鉱山局 石油課長 竹田 達夫君

本日の会議に付した事件

○本委員会の運営に関する件

○石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○石油資源探鉅促進臨時措置法案（内

閣提出、衆議院送付)

○委員長(中川以良君) それでは只今より通商産業委員会を開きます。

日程でございます。本日は委員長理事
最務に生躍りいたしますのは来週
打合会を一応公報に載せてあつたので
ございますが、皆さん御都合で御出席
なかつたので、この席で一つおきめを
頂きたいと存じます。火曜日午後一時
から石油関係二法案に関する審議、そ
れからこれは大体今日で以て質疑をし

て頂きまして、火曜日には討論、採決に持つて行きたいと存じますので、各会派ともさように一つ御相談おきを願います。衆議院においては昨日本会

議で全会一致で上がっております。このあとの時間を航空機製造法の一部改正法案、これを審議をいたします。なおこれに関連いたしますM S A が我

空機製造法の一部改正法案を引続き審議をいたします。かういふようなことで先ず來週は木曜日まできめておきまして、その後衆議院から廻つて参ります法案等もございますので、金曜日のは一応木曜日に御相談したほうが來週はいいのではないかと思います。これでお差支えございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(中川以良君) それではさうに決定いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

うに決定いたします。

○委員長(中川以良君) 次に石油関係の二法案を議題といたします。先ず御質疑をお願いいたします。

○豊田雅孝君 帝石その他石油会社に対しまする配当制限が今後必要となつて来るというようなことがあらうかと思ひます。殊に衆議院通産委員会にお

きましては附帯決議がつけられております。配当については他の公益事業と同様にするというように相成つておりますが、これを具体的に措置しようという場合においてこの提案せられております法律案のどの条文によつてこれを確保して行こうとするのか、その点について伺いたいと思ひます。

ながら先般衆議院の通産委員会におきましても附帯決議がなされたのであります。曾つて帝石は四割の配当をしたと思ひますが、今後開発に当りまして相當な資金を要し、且つ又國家の補助金を受けるといふことになりましたれば、さような高率な配当は到底困難であらうと存じまするし、政府としてもさような高率配当を認めるということとは思ひません。

に要する材料を得ないで、おそれるものと考へます。その際に政府として如何なる条文に基いて配当制限等に対する措置をなすかというお尋ねでございますが、一応私どもの考えますところでは、本法律の第十七条「業務又は経理に関する勧告」によりましてさような措置

をとおつて参りたいと考えております。
 ○豊田雅孝君 予想しておりました通
 りの御答弁で、その点は満足をするの
 でありますが、若しも勧告をした場合
 にこれに応じなかつた場合におきまし
 ては如何なる措置をとり得ることにな
 るのでしょうか。

しめるような方法をとつて参りたいと、かように考えておるのであります。この法案を前後通して見まするならば、この中には幾多の会社として義務もあり、又政府の許認可等を必要とする条項がありまゝるから、これらの間に十分に会社を抑えて行くことはできると考えております。

○豊田雅孝君　今回衆議院の附帯決議

の模様から見ましても、今後石油資源の探鉱開発については強力なる国家的措置を要望するという趣旨が強く出ておると思います。その点においては私もなにも全く同感なのであります。従つて今回できる法律自体につきましても相当画期的な内容の強化が必要なんじや

ります。この点について御意見を伺います。

○政府委員(古池信三君) 只今のお説によりますと、勸告を出さない場合には更に改めて命令を出しこの命令に若し従わないというような場合にはこれに対して罰則を加えるというふうなことに段階としてはなつて参るのではないかと考えますが、現在のところ私もはそこまでの強い措置をとらなくとも、一応第十七条に定めております勸告によつて目的は達し得るのではないかと、かように考えておるのでございます。

○豊田雅孝君 実際上は勸告をしましてそれに応じないということがなく、又そういうふうな持つて行くということになることが望ましいのであります。勸告に應じない場合には、而もその理由が正当な理由でないと判断せられるような場合には命令までし得る、併しその処分に対しては更に異議申立の途は開かれておるといふふうな手段を整えておくことが、今回の石油資源の探鉱開発の如何に緊要であるか、又それに対して相当国庫から補助金も出し、而も本年度の補助金はそれほどのこともなく、むしろ今後莫大な補助金を出して行くという点等から見まして、只今申すような条文の整備強化が必要だと思つております。この点について重ねて御意見を伺いたい。

○政府委員(古池信三君) 只今の御意見は御意見として十分に我々承りましますけれども、現在政府として考えておりますことは、この第十七条の原案によつて目的を達することができると、かように考えておるのであります。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

はかに御質疑ございせんか。私から一つ伺います。それは石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の問題であります。この審議会が大臣の諮問機関として審議会の意見を尊重して、本法の運用というものが行われるわけですが、然るに審議会のメンバーを見ますと、昨日も会長がお見えになつたのであります。会長以下十八名の委員がございまして、大学教授の方が五名、地質調査所関係の方が四名、石油業界関係の方が七名、天然ガス関係の人が二名という割合になつております。ところがこの石油業界の關係の七名の中には五名が帝國石油關係の人が出ておられます。このうち一名は元帝石の探鉱部長であります。これは、これで一体メンバーの構成はいいのかどうか。なぜ私はこういう御質問を申上げるかと申しますと、石油資源探鉱促進臨時措置法案は、これには石油の探鉱の急連なる実施を促進するための臨時立法であるのであります。立場を変えて考えて見ますと、これは明らかに帝國石油が立派に公明に運営をして行くように持つて行くという精神が盛られておる法律であります。これは探鉱促進という技術面を取上げていたのであります。多分に政治的な私はこの法案を運営する意義はあると思つておる。こういうことを考えますと、帝石油が先ほど来御質問のあつたように、今後本當に國の意図を体し

て公明なる機関としてその事業促進をされて行きますために、この法律の運用上最も重要な諮問機関である審議会のメンバーの中に、かようにたくさん帝國石油の人が入つていくということがいいか悪いかという問題、或いはこういうことでその公明を欠くようなことがありといたしますならば、非常な遺憾な点になるわけでありまして、そこでこの委員の構成はこの機会に新たに御選定になる御意向があるかどうかという点を伺いたい。又そういう懸念がないかどうか、これでいいとお考えになるかどうか、その点を明らかにして頂きたい。

○政府委員(古池信三君) 確かに只今のお説は誠に御尤もな点があると思えます。従来のこの審議会は大体において主として技術的な検討というところに主眼が置かれたもので、只今御引用になりましたようななかたんに、おいてを願つておるようなわけでありまして、今後更に技術に加ふるに政策的な石油資源の急速なる開発ということに關わられてもおり、又ここに主力を注がねばならんと存じますので、審議会の構成が現状通りで果してさうな要請に即応し得るや否やという点につきまして、十分再検討を加えまして最も將來の事態に對して適當なる構成になるように考慮を加えて行きたいと考えております。

○委員長(中川以良君) 只今の御答弁で一応私は了承いたしましたのであります。が、どうぞ速かに再検討を加えられまして、國家的意図が公明に実施されますように、この審議会の構成に對し、これを一つ改めて御検討の上速かにこれを一つ委員の任命等についても

新たな見地から考慮なさつて御改正を願ひたいことを希望いたしておきます。はかに御質疑ございせんか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

○西田隆男君 第一条に「通商産業大臣は、石油資源の開発を図るため探鉱を急速に実施する必要があると認める地域を指定する。この規定により、指定基準はどんなものなんですか。

○説明員(竹田達夫君) 現在五カ年計画において審議会で答申されております、地質学上から見ました有望なる地点に順位が大体ついておりますので、地質学上から見ました有望なる地点を、優先順位の高いものから指定したいと考えております。更にそれにつきまして、現在日本におきましてこの探鉱技術、探鉱の技術者、そういう面から一カ年におきましての探鉱の量、適正探鉱量ということが考えられますので、その探鉱量というものを量的に考えております。更に鉱業権者におきまして、財政的、金融的に可能である、適正な限度であるということを見まして、それによりまして量を更に検討をして参りたい、大体こういうふうな考えからいたしまして、順位と量とを勘案いたしまして、地域の指定をいたしたいというふうな考えております。

○西田隆男君 五カ年計画で決定されておるのに対して「地域を指定する。」これが第一の御説明のようですが、それが五カ年計画というものはすでに策定されておるのですから、政令か

何かで指定地域を最初からきめてかかるのですか。

○説明員(竹田達夫君) 地域は大体におきまして一年間に探鉱します量を考えまして、その量につきましては優先順位の高いところから指定をして参りたい。従ひまして、特別な変更のない限りにおきましては、一カ年ごとに地域指定を追加して参りたいというふうな考えております。

○西田隆男君 最初の一カ年間の地域の、試掘する地域は、五カ年計画に基いた順位に基いて政令か何かで定めるのですか。

○説明員(竹田達夫君) はい。告示で定めます。通産省で……。

○西田隆男君 通産省告示で示達するのですか。

○説明員(竹田達夫君) その次は第三条です。その試掘権者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができ、第一項ですね。これは第二項以下にいろいろ規定がしてあるようですが、第三項の、「内容を変更して実施すべきことを命ずることができ」という、この場合の段階ですね。これは実際にどんな段階を経て行くことを予想して、第三項はできておるのであるか。

る、こういう考えでございます。

○西田隆男君 第一条の「地域を指定する」という規定がありますが、これはあなたは今告示するおつもりで、この第一案の「地域を指定する」場合に、五カ年計画に基づいて、恐らくボーリングを入れる場所までも一緒に指定するということと考えられるのだが、第三条以下の条文を見ても、そういうことはやらないで、試験をする場所、掘鑿する場所は、帝石のするままに自由に任せておく、それが若し適当でないという結果が出たのであれば変更させる、その変更の勧告をした場合に聞かされたら命令する、こういうふうな解釈されるのです、わざわざ五カ年計画まで立てられて、そして地域を指定されるようだったら、掘下げてその途中で変えるというふうなことをやらずに、最初から適当な地域内において、試験の場所までも指定するということまで積極的に行われたほうがいいのではないかと、思ふのだが、どうなんですか。

○説明員(竹田達夫君) 第一条の指定は、現在の鉱区を単位にいたしまして、地域指定をいたす予定でございます。その地域におきましては、鉱業権者が、隣接の鉱区というふうな場合におきましては、地層の調査の結果からいたしまして、その両者が互いに協力関係に立ちまして、その鉱区におきまして油層を完全に知悉するためには、探掘地点を譲らしたほうが適當であるということが考えられますので、地点につきまして多少の変更を勧告する場合を予想しておるわけでございます。更に探掘の方法等につきましても、現在におきましても、補助金を

出しますものにつきましては、そういう方法では十分油層の状態が的確に把握できないというふうなことが、施業案によつて考えられますならば、完璧な探掘方法をとるようという勧告をする必要があるかと思ひまして、第三条が規定してあるわけでございまして、○加藤正人君 ちよつと関連して、施業案という内容はどういうことですか。施業案といふのは、随分広い内容がある、あるのです、随分広い内容がある、そういうことが適當だと思ふと認定する能力があるのですか、何か諮問機関に諮つて相談して適當でない、試験掘鑿者だつて冗談で掘つてゐるのではないでしようが、相當研究して掘つてゐる、それが外部から見ると適當であるとかないとかいつて、地の下のことはわからないのだから、どうにもわからないので、むづかしい問題だと思ふのです。それが適當でないから変更させるか、それに従わなければ云々ということがあるが、これはよほどその発言は重大な発言ではないかと思ふのです。それほどの能力とあつてあるのです、それほどの能力とあつてある、そういう諮問機関でもあつて、あれはあんなことやつておるがあれでいいかと、あれはいかん、変更を命じなければいかん、そういう結論に達するの、相當慎重にやらなければならぬ問題だと思ひます。實際問題としてはそういうふうになる。

○説明員(竹田達夫君) 只今の御説は御尤もでございますが、施業案につきましては現在鉱業法によりまして主として保衛的な観点からでありまして、施業案の許可を通産局長の権限によつていたすことになつておりますが、更に本条によりまして地下の油層の状態を十分知悉できるように変更を必要と認めます場合に、又更に探掘方法につきまして明らかに不完全であるという場合におきましては、このことも必要があるものであります。鉱業権者の施業案といふものも絶無とは言えないわけでございますが、これは非常に鉱業権者の重要な案の変更になりますので慎重にいたさなければならぬという考えでございます。

○加藤正人君 坑を掘るのに横のほうにでも掘つていけばこれは成るほどいかにと思ふでしようけれども、素人じやないでしようから、いづれ適當な技術家、徒弟にならんような最も経済的な合理的な方法でやるのは常識だと思ふのですが、それが外部から見ると適當とか、不適當だとか判断するといふことについては、よほどの経験と知識がないと輕々に言えないのじやないかと思ふのです。ましてや通産産業局長などにそういう能力があるうと思ふえんですね。何かそこで誰人も納得できるような權威者がそのときには相談にあずかるのかといふことがないといふのは不安に思ふのですが、どうでしようか。

○説明員(竹田達夫君) 只今の御説御尤もでございます、第三条におきまして「その鉱区の油層の状態を確認すること」が規定してございまして、明瞭に「この規定に該当する」と認められる場合を除きましては、勧告、或いは続きましての命令といふことは差控えるべきだと考えられます。

○加藤正人君 確認するといふこと、片方は一生懸命やつて油層を探して、そのでしようから、それは暗闇でものを探している人が、片方で明りを持つてゐるやつが、あのやつは変なところを探してゐると思ふのはつきりした問題ではないのですから、よほど試験掘鑿者以上特別な能力でもない限りは、その片方が一生懸命やつて暗の中を探してゐるやうなものを客観できるやうな特別な知識のあるものが各通産産業局長にいかうかといふことがちよつと心配のやうな気がするのです。

○説明員(竹田達夫君) 只今の御説御尤もでございます、現在までいふ法律はございせんけれども、補助金の交付をいたします際に施業案の内容につきては多少の注文を今までおつけしてゐるわけでございまして、地点につきては技術不完全であるといふことが明らかに認められる場合におきましては補助金交付に当りまして改善をして頂くといふやうなことを条件にいたしまして交付をしておりますので、大体におきましては従来補助金交付に当りましてとりました方法を更に慎重に実施して参りたいと思ひます。

○西田隆男君 私が申上げたのは、加藤君の言われたやうな意味もありまして、五カ年計画という案がで、昨日の説明を聞いたところによると、何本井戸を掘らなくちやいかんといふ点まで五カ年計画の中にはでき上つておるやうに私は参考人の説明で了承したのですが、従つて地域を審議に諮つて決定する場合、指定する場合、その地域に幾本の坑を掘るか、ボーリング

をするかといふことを審議に諮つた場合はそういう点までも決定しなくちやならんと思ふのです。それはこの法律の目的とするところは、この開発の責任者が必ずしも帝石油だけじやなくて、政府と帝石油との共同責任において石油を開発するのだといふ建前をとらなくちやならんと思ふのです。従つて審議を作つて五カ年計画を立案したのは、採用したのは政府である以上、油井を掘る場合における責任までもやはり政府は帝石と分け合はなければならん、少くとも地域を指定した以上、その地域内において掘る、ボーリングの地点までも大体一応決定されておるのだから前記じやないかと思ふ。ただ地域だけ指定してあとボーリングは帝石油の施業案によつて勝手にやるというのでは、帝石と政府とが共同の責任において開発をするといふ趣旨にならないと私は思ふ。少くともそのくらの親心はこの際なければならぬ。こういうふうには私は考えるから三条を読んで見て質問しておるのです。地域の指定だけで地点の指定はせんつもりですか。

○政府委員(古池信三君) 只今のお説も誠に御尤もな点もあると思ひますけれども、確かに政府と補助金を受ける会社とはこの仕事に對しましては十分に協力して行かなくちやならんといふ御趣旨には全く御同意であります。政府のこの法律に基く地域の指定は飽くまで地域として指定するのであります、その地域の中の具体的にどの地点を掘鑿するかという問題は会社に一任してやらして見るといふ建前をとつておるわけでありまして、これがいか悪いかといふことにつきましては

いろいろ御意見、御議論もあるであらうと思ひます。

○西田隆男君 今までの石油の試験の問題について昨日も説明があつたようですが、十本掘つて一本油が出るということが平均値だ、こういう説明があつたのです。それを前提として考えた場合、一定の地域を指定してボーリングをする、十本に一本しか当たらないのだということが常識であれば、九本だけはいつも変えなければならぬという情勢に置かれておるといふことですね、それをこの法律によつて油が出てもないからほかに持つて行つて途中でやめてやれ、それでは確認できんじやないかといふことで、政府が、通産局長がこの条文通りやつたらこれはめちゃめちゃになつてしまふ。やらないならこういう規定は作らないのがよろしい、やるというのなら九つの油井に対してはしよつちう移動を命ずるという結果が嚴重にやればやるほど出て来る危険が強いと思ひますが、課長はどうお考えになりますか。

○説明員(竹田達夫君) この法律の建前におきましてはここを掘れという積極的な命令はしない建前になつておりまして、ここは重要な地点であるといふことを指定いたしますならば、その地域におきまして試験をいたしませんと従来の権利が制限を受けまして期間の延長或いは試験権を他のものに譲渡しなければならぬ、こういう建前になつておりますので、間接的に探鉱を促進して参ります規定になつておるわけでございます。若し積極的にここを掘れという命令の規定のいたし方をいたしますと、それに対しては損失の補償等の問題も出て来るのでは

ないかと考えられますので、この規定では間接的に探鉱を促進して参るといふ規定の進め方をしておるわけであり

○西田隆男君 私はそういうことを言つておるのではないので、實際問題として十本に一本しか当たらないと昨日説明があつた、それが常識だといふのに適當でないところに九本打つておるという事です。その九本の適當でないボーリングは一々変えて行くといふことは實際問題として十本の井戸を掘るといふことです。出て来た平均値から言つたらそのうち一本しか当たらない、近いところ打つておれば問題ないけれども、相當の距離離れて恐らく打つてしよう。そのあと九本が不適當だといふことは最後に行かなければ断定はつかんではないか。いつ断定せられるというのですか。制限はないのだから、施業案だから前に断定するわけですから、だからそれくらいのことである。施業案のときに勧告をするといふのではなく、勧告をしないでも済むように準備行為を政府のほうで審議会を通じて定めて、そうして指定されるといふことのはうがもつと安全率が高いと思ひます。それで帝石の技術というものは変更をいつも勧告しなければならぬは施業案をやる場合の技術が信頼できないとすれば、百本のうち一本間違ふといふのならまだわかるのです。十本のうち一本しか当たらないのです。これは施業法の試験といふ理念を取入れてこの三条は作つておると思ひますが、石油の今度の場合は施業法の理念ではないかと思ひます。これは

議論になります。が、實際に施業案の変更を命ぜられる場合にはどういふ場合を考えていられるのか、それを一つ説明して下さい。

○政府委員(古池信三君) 私も石油について専門的な知識経験はないのでありますが、只今お話のように昨日の専門家の御意見にもありましたように、實際掘つて見ると平均して十本のうちの一本しか取れないといふことであります。と、あとの九本は無駄掘をしなればならない。併し無駄掘をするといふことはよくないことであるから成るべくその無駄掘の数を少くするため、或いは審議会にかけるとか、その他慎重な方法をとつたらどうかという御意見は誠に御尤もだと存じますが、併しこれは地下のことですから全く私にはわからないことが多いであらうと思ひます。そこを帝石とか、或いはその他の会社にしましても本場に現場で以て真剣勝負をやつておる人の意見といふものは私はやつぱり耳を傾けるべきである、そういう人がここがよからう、こういう判断を下してその指定地域の中で掘るとするならば、一応これを是認して行つてもいいのではないかと思ひます。然らば第三条にその変更を勧告するといふことはどういふことかといふお尋ねであらうかと思ひますが、この第三条はむしろ極めて例外的な、極端に不当と認められるような場合が生じたときに、この第三条を活用して変更を勧告しようといふ趣旨でありまして、大体私は専門家がやられることであればそういうような虞れは非常に少いと考へております。万一の場合を考慮して規定したものであるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○西田隆男君 具体的にどういふ場合を想定してこの条文は作られておるのか、課長説明して下さい。

○説明員(竹田達夫君) 實際的に第三条に予想されますのは、試験物理探鉱地質調査といふような地層におきまして状態を把握したいといふふうな考えられますときに、技術方法等におきまして不完全であるといふことが明確である場合に、その方法等につきまして勧告をしたい、こういうことがござい

○西田隆男君 そういふことであれば、五ヶ年計画ができておるのだから一定の地域に何百本の井戸を掘らなければならぬといふことは五ヶ年計画に規定してあるから、恐らく地点もわかつてゐるであらう。だからそういう懸念があるならば地点を先に指定しておいて、逆に帝石で調査した結果どうも技術的にここはまずいというやうな場合があつた場合は変更の申請をするといふことのほうが妥當な結論だと思ひます。それを施業法のような考え方で、こういう条文を作るといふことは、これが仮に濫用された場合にさつき申し上げたように混乱に陥ることが考えられる、施業法のこういう規定、施業案の変更を命ずることができるとか何と

○西田隆男君 もう今の問題はそれ以上追究はしませんまいが、第四項を見て御覧なさい。こういうことが書いてある。通商産業局長は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令をすればならぬ。鉱山保安監督部長にどういふわけ

いうことが書いてある。「石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会」にはかり、その意見を尊重して、これをしなければならぬ。広い地域の指定は審議会にかけなければならぬ。大事な具体的に行う地点の問題は鉱山保安監督局長に聞かなければならぬ。それはどういうわけですか。逆じやないですか。広い地域の指定こそこれは専門家でなくとも或いはいいかも知れん。併し、いよいよボーリングを入れるという地点の問題に関しては、当然審議会にかけて検討するといふだけの注意は私わなくちやならぬ。だから私がさつき申上げたように、これは鉱業法の規定をそのまま観念的にここに書いておるのであつて、この法案の内容としてふさわしくないのではないか、こう私は申上げてゐる。ボーリングを入れる地点のことを、これは鉱山保安監督局長と通産局長が協議をしてどうかとか協議をしないといふことは妥当ですか。意味なきやないでしよう。何も通産局長は石油の専門家でもない。鉱山保安監督局長も専門の知識を持たない。専門の知識を持たない者が、加藤君が言われたように、そこにボーリングを入れなければならないというところは……そうして広い地域の指定は専門の方の集まつた審議会にかけて意見を聞く、ここに第一と第三の矛盾がある。その点を顧みないか。これはどうなんですか。これはまあ御答弁がでなければあとで協議されておつしやつて下さい。でございましょう。(笑聲)

なつております……。
○西田隆男君 いや、そういうことを聞いておるのではないのではないのですよ。
○説明員(竹田達夫君) ……おきまして、それを必要である場合におきましては許可制と同様の積極的な内容を持たせただけでございますが、その際におきましては施業法の許可制、採掘施業法の許可を施業法で以ていたしてありますように、鉱山保安監督局長に協議をするといふことでございまして、この点は只今仰せの通りに施業法と変つてはいないわけでございますが、大抵は促進をさせまして、最後のところにおきましてはやはり企業の自主性につきまして施業法を適用して頂く、こういうふうな従来のより相当地程促進したつもりではございます。
○西田隆男君 私はね、企業の自主性を束縛するとかせんとか、そんなことを何も問題にしておるのではない。今さつき申上げたように、地域の指定の場合には専門の審議会にかけて、大事なボーリングを入れる……これの仕事が一番大事だ、これは知識を持たない通産局長と鉱山保安監督局長でしか協議をしない、変更の命令がされるというのにはこれは矛盾極まり、非常にこれは聞違つたことじやないか。この地点のほうをむしろ専門の審議会にかけて施業法の変更をするなら変更するが本當じやないか、こう私は言つてゐるのですよ。

勿論個々の井戸を掘るといふことも重大でありますけれども、更にどの地域を指定して、ここに補助金を出し、国家としての強い資源開発の意思をそこへ透徹しようといふのでありますから、極めて重要なものであると考えます。従つてこの指定につきましては、資源開発審議会に諮つてこれを定めるのであります。そこで個々の掘鑿の地点の選定につきましては、これは多分に現場的な仕事が多いと思つてあります。従つて審議会に付議しなくとも、その会社におきまして、十分に検討した結果、ここなら先ず大丈夫といふ会社の決意に基いてやれるものを一応我々認めよう、但しこれにつきまゝでは、大体においては、間違ひないだらうけれども、万一明かにこれによつて鉱区の油層の状態を確認することができないといふことが第三者としてつきり認められるような場合には変更の勧告をしよう、こういうことでありまして、飽くまでも第三条は例外的な、先ず業界の普通の考えから言つて面白くないと確実に認められるものに限つて変更をさせようといふのでありますから、特にこの場合は、審議会にかける必要もないほど明らかなものであります。地域は大事なんだから審議会にかけなければならぬ。併し指定の問題は審議会にかけなくともいいという理由とは成立しない。この地点が指定されたというのには、最高の衆智を集めてやつ

て、八本に一本、五本に一本油井が、油が出た場合には、これは莫大な利益だ。いわゆる地域が如何にいい所が指定されても、施業法の掘鑿する地点を誤つたらこれは何にもならない。だからその重要さは地域の指定といふことよりも地点の指定のほうがむしろ私は強いと思う。地域の指定を誤つても地点の指定を誤らなければ油にぶち当たる。全く油のない所を掘るわけじやない。これは五カ年計画で大体はつきり地域はきまつてゐる。だからそれを専門の知識を持たない通産局長や保安監督局長と相談してきめるといふことは、これは輕率だと思ふ。めつたにないことだから特例だと言ふ。特例であればあるほど慎重を期さなければならぬ。特例だからどうでもいいといふことはない。これは私の理窟なんです。法律の体系としても、この法律の審議の精神から言つても重要度においてはむしろ後者のほうが必要だ。だからこういう心配のないように、むしろ最初からこの地域のこの地点にボーリングをしよう、これは企業の自主性を侵害するものでも何でもない。そういうことを一応決定しておいて、そうして今度は当事者がどうしてもこの一本だけは変えなくちやならないといふ場合は、当事者のほうから申請をして、変更して来るべきであるといふ条文に変えておくほうが私は安全だと、こう思うのですが、これは私の議論ですからもう答弁は要りません。あなたの考え方はわがつたから。

次に第五條の「一年」を「六箇月」、「六箇月」を「三箇月」こう変えた理由は、どういふのですか。
○説明員(竹田達夫君) 試掘を迅速に促進して参りたいという考えから試掘の実施を促進いたしますために期間を制限したわけでございます。短縮したわけでございます。
○西田隆男君 それはわかつておりますがね。その間にしなかつた場合には試掘権というものは国が取上げてしまふのですか、取上げてしまつた場合には、或いは他に譲渡を命令するような場合には今お考えになつておられますのは、これはどういふところに譲渡させるのですか。
○説明員(竹田達夫君) その期間短縮をいたしました期間の特例によりまして、権利の上に眠つておりますと権利が消滅するといふことが第六條に規定してございまして。その期間内におきましても他に適格条件を備へました鉱業権者がその試掘を実施して参りたい、こういう場合におきましては第七條によりまして試掘権の譲渡を圖つて行くといふ考えでございます。

○西田隆男君 条文の解釈はさうです、具体的に今日本で石油の掘鑿をやつてゐる会社はたくさんない。この法案の對象は掘鑿をやつてゐる全部の企業を一応對象にせられておるけれども、その九〇%以上は帝國石油、帝國石油は仮にこの法律に規定してあるようなことに違反した場合、その試掘権を他の者に譲渡しなければならぬ、こういうことになりませんか。仮に帝石以外のAという会社が日本にありません。Aという名前が今日本にありません。Aという会社が帝石から試掘権を奪つた。試掘権を取つた。やはり国の補助金、助成金で開発して行く能力を持つておるといふ前提に立たなければこれは試掘権の譲渡はできないはずで

す。そうすると、この対象というものは一応これは考えられなければならない、それが若しなれない場合には、それは、国がやらなければならない、国に義務ができる、この法律の趣旨から言つて、国が今急速にやろうといつたつて準備も何もできていない、だからやれないという結論になる、こう私は思うのです、そうすると、帝石以外の他の会社で帝石が若し完全にこの立法の精神に則つてこの法律に違反しないようにやらなかつた場合の試験権というものを他の者に与えて、それが五カ年計画に規定されていようにならうに開発ができるという確信をお持ちでありますか、どうか。条文解釈ではありませんが、条文解釈から生ずる疑点、それを一つ御説明願ひたい。

○説明員(竹田達夫君) 只今の仰せの通り、地域の指定につきましてもは全体の試験権、能力というものを考へて指定しなければなりません。と同時に、鉱業権の大半を占める、或いは技術能力におきまして大半を占めております帝石石油の能力というものを考へまして、地域の指定はなされるべきでございます、その点で、そういう点は十分勘案いたしまして指定したいと考へております。その際におきまして帝石石油が十分に誠意を持つて探鉱をいたしません場合におきましては、指定の効果といたしまして、事業着手の義務が発生いたしました、或いは権利の存続期間が短縮されたり、或いは他に有力なる鉱業権者が出て参りましたならば、試験権の譲渡を認めるということになるわけでございますが、若し帝石石油に代りますべきものがない場合におきましては、それは徒らに権利

の消滅を来たしたり或いは実際に試験権の譲渡を申請して参るものが出て来ないということになるわけでございますが、地域の指定によりまして、帝石石油といたしましては積極的に探鉱を推進して参ると考へられます、更に帝石石油が権利の上に眠つておるといふような場合におきまして、他に積極的にやりたいという鉱業者がおりますならば、第七條によりまして試験権の譲渡を申請して参るものと考へております。

○西田隆男君 極めて観念的な御答弁なので、私は具体的な問題を取上げて言つておるのです。一年を半年、半年を三カ月、そうしたら試験権を取消さるるにやたらだ、一応それは考へられる。取上げてしまつた場合、違反して取上げられた場合、これを採掘するの誰でもないというの、大体日本の実情なんです、法律を作つて法律違反行為を相手がした場合に、第一の法案の目的の達成が不可能になる結果が起きて来る。この法案の目的の達成を促進するというには結果的にちつともならないというの、今の実情です。だから結局試験してどうこうというの、小理窟であつて、五カ年計画を遂行させるならば、五カ年間のうちに政府が立てておる計画通りに帝石が試験をして石油の増産を図つて行くというの、半年を三カ月にする、一年を半年にする、半年を三カ月にする、こういう小手細工は必要ないと思ふ。こういう条文があるから必要以上に鉱業の自主性を束縛するやうな感じを与える。何にせよこれは足しにならない。こんなことができないやうならば、政府と帝石の間の共同責任によつて、日本の石油の

増産を図るということは毛頭関係ないもの、とか考へられん。だから非常にきつて取締をしなければならぬところ、これはやらなくちやいかんと思ふのですが、そうしなくともいいところを徒らに法律論をもてあそんで、こういう条文を設けておく必要は毛頭ない。こんなことが心配になるくらいならば、とても助成金は出せん。この法律の結局はかの目的も達せられない。又先に重要な点がありますから質問しますが、そういう点は割合にルーズにして何でもないつまらないところが非常に厳格な規定になつておる。立法技術の面から言つてもこの法案の精神から言つても、こういうことは私は必要はないと思ひますが、あなたはどうしてもこの条文がなければ、この法案の目的の達成が困難だと考へるにやりますか、どうか。

○政府委員(古池信三君) なか／＼むずかしいことでございますが、この規定がなければ絶対にこの法案の目的が達成し得られないというほど強く我々も考へてはおりませんけれども、この促進についての臨時措置法を定めた以上は、少くとも年限においてこのぐらゐの短縮をして少しでも促進に役立たせたいという意味から規定を設けたわけでございます、決してこれがなければ絶対にできんというほどには考へておりません。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

○西田隆男君 第十七條の「指定地域内に存する石油を目的とする鉱業権に

係る鉱業権者に対し」云々、こうやつてありますが、これは指定区域内の地域に関するものだけ業務又は経理の改善に関する報告をすることができると、すか、それとも帝石石油全般の経理について報告ができるんですか、どつちなんですか。私の解釈では指定地域内、こう解釈されるんですが。

○政府委員(古池信三君) これは私もとしましては、少くとも指定地域内に存する石油を目的とした鉱業権を有しておる鉱業権者に対しては相当広くこの報告ができるものと考へております。

○西田隆男君 指定地域内のもに關しては相当広くというのはどういう意味ですか、それは意味がわからない。指定地域内における地域は相当広くというのが私はわからない。

○政府委員(古池信三君) 言葉使いが悪かつたのですが、指定地域内に事業を始めておる事業者に対しては会社の経理等に対しては全般的な改善の報告をすることができ、さうにと思つております。

○西田隆男君 そうすると、第一條に帰らざるを得ないのですが、第一條にいうゆる指定地域というやつは、国が出す助成金によつてボーリングをする地域、かように解釈せんやりませんか。

○説明員(竹田達夫君) 多くの場合におきましては、指定地域に対しては助成金との関係を持たせたい、ただ助成金につきましては金額に制限がございますので、考へ方といたしましては認められませんでした助成金は指定地域に優先的に充當して参りたいというふう

考へておりますけれども、助成金の額に限度がございますので、指定地域内のもにすべて助成金が出るとは限らないというふうにお考えを願ひたいのであります。

○西田隆男君 そうしますと現在の対象になつております帝石石油は指定地域外でも石油採掘事業を営んでおる。帝石全体の経理内容を知る上において指定地域内だけの経理の監査ができたのでは、帝石全般の経理内容はわからない、それで私はこれを問題にしておる。あなた方はこの法律を作ることによつて帝石の経理を監査ができるのだと、そうして経理の面からも帝石に誤りなからしめるやうにやつて行くんだ、こういうことを概念的には鉱山局長も通産大臣も大体答弁しておられる。ところがこの条文を見てみると指定地域内と、こうしてある。帝石はこれは指定地域内だけの掘鑿をやるならそれでいいと思ふのですが、指定地域外でも掘鑿をしておるのです。経理を指定地域内と指定地域外と分けて考へた場合、帝石の経理の内容の全容はわからない。これは恐らく五年後にはこの目的の通りに行けば採掘量が帝石は今の三倍になるのですから、大体全貌がつかめると思ふのですが、最初の年度においては石油は出ないのだから帝石の経理内容というものはただボーリングするだけの内容を、従つて帝石の経理が完全に行つてゐるか行つてゐないか、補助金を出したものを完全に使用しておるか否か、全部の経理を監査しない限りわからないでしよう。この十七條のような、或いは十九條のような条文だけで帝石の経理内容というものがつかめるといふ考へ方は私は甘

い。従つてこれは帝石の経理内容を全部を知れるような条文にこれは変えなくちやいかん、こう私は思うのです。が、これで十分帝石の経理内容はつかめるといふ考であるならば、そういうふうにとらえておきたいのだといふことを御説明願ひたい。

○政府委員(古池信三君) この点は先ほど私からお答え申し上げました通りその会社がいかく指定地域内における試験権を、鉱業権を有する場合にはその全般に対して業務又は経理の改善勧告ができるというふうに解しております。

○西田隆男君 それじや、私は意味なさんと、こう言つておるのです。而も衆議院から来た附帯決議を見るというのと配当の点まで触れておる。配当が適正であるか、適正でないか、これは法律じやないが、附帯決議だから、法律じやない限り帝石石油というものを縛る力はない。ただ政府をして行わしめる力はある。帝石を縛る力はない。これはこの配当を公益事業並みにしろ、これが適当でないといふことを恐らく言わなければならぬ。これを我々熱望しているわけでは、この法律の施行によつてそういう結果が起ることを我々は熱望しているのですから、十七条に書いてある経理監査をやつておつたのではわかりにくいと思ふ。

○政府委員(古池信三君) これは私の表現がまずかつたかも知れませんが、さうな場合には帝石全体の経理内容について勧告することができるといふふうに解釈しております。

○西田隆男君 どこにさういふ条文があるか。

○政府委員(川上爲治君) 十九条です。か、「指定地域内に存する石油を目的とする鉱業権に係る鉱業権者」でありますので、その指定地域の鉱業権者としての鉱業権者で、その鉱業権者の経理内容につきましては、全般的に検査ができる、こういうふうに解釈しております。

○西田隆男君 十九条の条文では類推解釈が生れて来ないじやないですか。

○政府委員(川上爲治君) 私はこの問題につきましては、十分法制局のほうとも相談して、そこまでできなければ意味ないじやないかといふことで十分相談しまして結果、この条文によりまして十分までできるといふふうに聞いております。

○西田隆男君 それはあなた十九条だけを讀むからさうなるのです。十九条の前提になるのは十七条です。十七条を前提として十九条でしよう。そうすると十七条にはつきり書いてあるじやないですか、「指定地域内に存する石油を目的とする鉱業権に係る鉱業権者」に對し、業務又は経理の改善云々これに對する答弁は、指定地域内の経理の改善に關するといふところがちよつと答弁が違ふのです。

○政府委員(古池信三君) これは連記録をよく御覽下さればわかりますが、私の申し上げたのは、いやしくも或るAならAといふ会社が、いか一カ所指定地域内において鉱業権を有する場合には、その会社の全般的業務及び経理について勧告を受けなければならぬ。これは逆の場合で言へば、どの会社にしても、一カ所も指定地域内の鉱業権を有しておらないという場合には、その会社に対しては勧告はできない、さういふふうには先ほどから御答弁申上げておるのであります。

○西田隆男君 あなたがさういふ答弁を変えさせなければ、今の十七条と十九条がわかつて来るのです。

○政府委員(古池信三君) 変えていない。だからさういふふうには私は先ほどから申上げておるのです。

○西田隆男君 指定地域内と、さう言ふのです。私はさう考へるが、さういふ質問の質向に對して、さういふ答弁をするから今の川上君の答弁と違ふ。十九条のこの解釈が違へば又別だ。それにして十七条と十九条の条文の書き方が非常にあやふやな書き方ですな。

○政府委員(川上爲治君) あやふやとおつしやいますとあれですが、これは法制局のほうでさうまで解釈し得るようには十分条文は相談いたしまして、そこまで十分解釈できると、この規定でよろしいといふことになりましたので、私はさういふ法律の専門家の見解を十分聞きまして、これでよろしいといふふうに考へまして出したわけでございます。

○海野三朗君 この十七条に「勧告をする」とありますが、これは「勧告が、勧告してこれを実施しないとき」といふことですか。

○政府委員(川上爲治君) この勧告に對しまする罰則といふのはないわけなんです。この勧告に對しまして若し聞かない場合におきましては、これは前の条文等に歸りまして、又相當な配当をする余地があるとか、経理内容が相當よろしいとかいふような關係でなくお積極的にその試験をしないような場合におきましては、その試験をするようには勧告し、或いは命令をするといふ

やうなことにしまして、それを更に聞かない場合におきましては、試験権の延長を認めないとか、或いは譲渡させるとかいうようなことによりましてどこまでもそれらの企業体が試験に對しまして十分積極的に行き得るようにならざるやうなことに相成るわけでございます。

○西田隆男君 それではもう一点聞きますが、十七条の前提の「通商産業大臣は、石油の探鉱を迅速に実施するたためめに必要がある」と認めるときは」といふことは具体的にどういふことですか。

○政府委員(川上爲治君) この石油の探鉱につきましては、これはこの法律によりましては指定地域内における探鉱を極力進めるといふわけでございまして、なか／＼相當日子がたちまして試験をやらぬといふか、或いは又急速にこの際その開発を進めなければならぬといふやうな、さういふ場合に必要の場合におきましては、その鉱業権者に対しては、その経理状況等を調査いたしまして、さうしてそれによつて例えば配当の相當できるとか、或いは又なお余剰金も相當持つておるとか、さういふやうな場合におきましては、さういふ余剰金なり或いはその配当に廻すべき金なりこの試験のほうに十分注ぎ込めといふやうな、さういふ勧告をなし得るといふことでございまして。

○西田隆男君 なか／＼先走つた御答弁になつたけれども、この条文の意味合いはあなたの言葉を借りれば、試験をして、地域を指定をして、地点をきめて、さうして五カ年計画に關つて試験をやつておればそれでいいのだし、

やつてなかつた場合はなぜやつてないかといふことを会社全般的の経理を調べることによつてその理由を發見して、今言つた配当はしてあるが、金は残しておるが、それでも経費が足らぬといふことでやつてなかつた場合を想定において今言つておられるのでしようが、完全に試験計画を五カ年計画の線に沿つてやつておる場合は、これは帳簿、経理その他の検査も勧告もする必要がないし、しなくてもよろしいといふ結論になるのだが、さうなんです。

○政府委員(川上爲治君) 私どものほうの五カ年計画と申しますのは、必ずしも一定不變のものではないのでありまして、初年度におきまして大体さういふところをやらせといふことを指摘しますが、場合によりましては会社の経理状況を調べた結果、それによりまして更にこれは相當余力を持つておるから指定地域といふものを場合によつては追加しまして、さうしてここをやらせといふやうなことをやりまして開発の促進を図りたいといふように考へております。

○西田隆男君 それは答弁のための答弁であつて、第十七条の条文を素直に解釈して御覽なさい。「石油の探鉱を迅速に実施するためには必要がある」と認めるとき」しか勧告することはできない、裏の解釈から行けばあなたの言ふことはできない。これが前提になつて第十九条です。だから川上さんがさつきから答弁されておるやうに、いつでも好むときに経理内容を調べるといふことは、この二つの条文からはどうしても答へが出て来ない。これは如何に立法した人が解釈したにしろ、は

つきりしたことはここに書かれている以外に出て来ない。すべてのものは第十七条の前段にかかっている。「特に必要があると認めるときは」というそれにかかつておる。特にそれに基づく勧告である、私はこう考えるのです。が……。

○政府委員(川上盛治君) 十九条におきましては、特に必要な場合ということとは何もないのでありまして、いつでも検査できるわけであります。それから十七条におきましては、これはやはり勧告というのはやたらにやるべきものではないのじやないかというふうに考えまして、特に必要な場合というふうに書いたわけでございます。

○西田隆男君 何も制限がないといふけれども、制限があるじやありませんか。大体十九条では「この法律の施行に必要な限度において、」と制限を加えておる。

○政府委員(川上爲治君)「この法律の施行に必要な限度」といいますのは、やはり職権濫用ということをしてはならないようにという例文でございます。

○西田隆男君 職権濫用をするなんという……、この限度というのは十九条に書いてあるのが限度です。

○政府委員(川上爲治君) それは必ず

しもそうじやないのであります、この法律の施行ということはどこまでも試掘を進めるということでございますので、それ以外の採掘とか何とかいうことはこの法律には何ら謳っておりませんので、試掘をさせるためのそういう意味におきましてのということでございます。

○西田隆男君　だから問題になつて来るのですよ。帝石というのは試掘する

だけの会社でなくて、採掘もやつてい
る、採掘に関する経理をこの条文から
見て調べてよろしいという結論は私は
生れて来んと思うのです。

○政府委員(山上徹治君) それは諷刺を促進させるためにやるわけでございますが、経理の内容の検査につきましては、探掘でありましようが何でありましようが、全面的にやり得るといふように解釈いたしております。

○西田隆男君　　それであれば疑念の起
きないように……、ほかの委員のかた
は疑念がないかも知れませんが、私は
疑念を持つのです。だから川上さんの
答弁されているような意味であれば、
条文の書き方はまだあると思う。もつ
と簡明直截に疑問を残さないでいいよ
うにそういうふうに書き替えられたら
どうです。

○政府委員(川上篤治君) その点は法制局とも、一番問題になりましたので、さんぐ私この点につきましては検討したのですが、これ以外に書きようはない、これで十分その点はわかるということを言っておりますので、

(笑聲)私これは実は法律専門でありませんので、これ以上書き方はないという法制局の見解であれば止むを得ないと考えます。

○西田陸男君 法律の条文というの
はむずかしくひねくれて書くのが法律の
条文じやない。直截簡明にわかるよう
に書くのがいいのです。これはお役
人が施行するのじやなくて、お役人
でないものが施行するのだから、わか
りやすく書いてないといふ疑義を生ず
る。で若し川上局長の言われるよう
な類推解

積をすれば、いつ如何なる場合でも臨
検検査ができるというのなら、いつ如

何なる場合でもできるというようにはつきりと書き替えたらいいでしよう。これは委員会の修正の場合委員会に諮らなければならぬと思いますが、私はそういう意見を持っておりますが、こんなややこしい条文はありません。

○政府委員(川上爲治君) これは何かの法律でも大体こういう条文になっているのでございまして……。

○西田陸男君 いや、ほかのものがそうなつておるからといつても、悪ければ変えてもいいでしょう。ほかのものがそうだからつて悪くても変えなくてよろしいということはない。

それからこれは川上局長よりも修正

した衆議院の代表者に聞かなければならんと思いますが、この附帯決議の問題は政府はこれは束縛されるほうなんだから、衆議院の人でも呼んで頂きますか、政府側に聞いたつて答弁は逃げ

るでしょう。恐らくどういう考え方で
 こういう附帯決議をつけられたか聞い
 ておく必要があると思うのです。私は
 今日はこれでやめておきます。

○海野三朗君 先ほど十七条の「勧告
をすることが出来る。」ということに對
しては、川上局長から、勧告しても聞
かないときはこうするのだということ

を言われましたけれども、そういうところこそ法文に謳わなければならないのじゃないやありませんか。今日国策会社、つまり国策に副うておる会社の状況を見ると、いづれもそれを謳つておつてもなか／＼実行していません。こういう場合に勧告することができ、勧告をしてもできないということである。

ておつた場合にはどうするということをはつきり文章に現わすのが常道じや

ありませんか。私はそういうふうにか
えませんが、局長はどういうふうにお考
えになりますか。

○政府委員(川上爲治君) 勧告に従わ
ない場合はどうするということは、こ
れはほかの条文にいろいろあるわけ
でございまして、勧告に従わない場合

におきましては、誠実に探鉱してないといふふうな、これはほかの条文中にあります、その場合におきましては、試掘権の延長を認めないとか、そういう措置をとり得る条文がございますので、ただここにすぐこの次に並べて勧告に従わない場合においてはどうするということを書いておかなかつただけでございます。

○海野三朗君　そういうときにはつきりしたことを書いておくのが法律ではないかというのです。つまりインプリシット・フアンクションと言いますか、数学のほうではインプリシット・

フアンクシオンではいけないのである。やはりあらわにはつきり現わしておかなければいけないのじゃないか。これでは不徹底である。むしろ勧告す

ることができる、勧告して実行しないときはこうであると、はつきり謳つてあるのが本当ではないかと思うのです。ここで漠然としておいてこれによ

ろしいという見通しですか。

○政府委員(川上爲治君) 私の場合は、しましては、或いはその命令というところを考えたのですが、命令というよりなことになりますと、これは国家補償の問題等が出て参りますので、これは大蔵省ともいろいろ相談しましたのですが、まあそういう問題が出ますの

で、命令はやめて勧告ということにして、たわけでございまして、勧告ということに

とになりますというのと、少し間が悪いような気になりますけれども、これは先ほど申上げましたように、ほかの条文によりまして試験権の延長を認めないとか、即ち勧告に従わない場合においては忠実に探鉱していないというふうに認めまして、そうして試験権の延

長を認めないとか、そういうような措置で十分行けると考えておりますので、別段ここにそういう規定を置かなくてもいいと私は考えております。

○豊田雅孝君 さつき、これには僕も触れたわけなんです、が、警告に応じなかつた場合には他にいろ／＼方法もあるということではありますけれども、これほどの条文を読んですぐ働らいて

来るのかわからないくらいに不明確よりも、勧告に応じない場合にはやはりこれを飽くまで推進して行こうという意図があるならば、又実質的にさような法律を運用して行こうという考えが

あるならば、勧告に応じない場合においては正当の理由があるかないかを質し、そうして正当の理由がない場合においては命令をする、そうして更にそ

れに問題があるような場合には異議申
立の途も開かれておるようですから、
命令をするという条文を入れてちつと
も私は差支えない、悪くはないと思ひ

ますか、先ほどいろいろ話をした末ではあるのですけれども、今もう一度問題が出て来るとはつきりしておかなければならないと思います。

○政府委員(川上爲治君) 命令ということになりますと、先ほど申し上げましたように補償しなければならん、補償するということになりますと、やはり

国家予算の關係がありますし、私どものほうとしましては、まあそこまで行

の睨み合せてやつて行つたらいいと思
う、そういう面でこれはむしろ政府側
がここまでやろうというのが工合が悪
いのならば国会において修正するとい
うことは政府として大いに歓迎すべ
きじゃないかと思うのですが、どうで
すか。

○政府委員(川上盛治君) その問題は
誠に御尤もなお説でございまして、私
どものほうとしましては仮に予算がは

つきりついておりますれば、これは命令をつけても差支えないというふうに考えておりますが、予算の問題で実は勧告ということにしたわけなんですけれども、私は勧告でも相当これは行けるというふうに考えておりまして、將來若しこの法律を實施しまして、なかなかそういう点におきましてうまく行かんというような場合におきましては、私はこれは予算を取りましてそしてこの命令稱償の規定を私は入れることにしたほうがいいのじやないかとい

うように考えますが、私はそこまで行かなくてもこの法律で探査の促進は十分できるというふうに考えておりま

す。

○豊田隆孝君 相当できると言われるのだが、この際躍動的な石油の増産を図らうというので、これは画期的な一つの立法もよし、意気込んで政府も進まればよいというのだから、相当できるとして、強いてやれば十分できるとい

ことではなく、完璧を期するというふう
にこの際やられるという意気込を見
せられてこそ石油の飛躍的増大も期待
ができるわけですから、この点におい
て折角衆議院の附帯決議をつけた側の
意見も聞くということになっており
ますから、又改めてやる上、もうこ

で、これは飽くまで原案を固持せられ
て行くという意味でなく、お互いに改善し
て行くという意味で研究を一つしてお
かれるように希望しておきます。

○海野三朗君 ちよつと伺いますが、
昨日のお話には十本掘つて一本しか当
らないという上床参考人のお話でし
た。それは地質調査が完全でなかつた
時代から今日までの平均値を出してお
るのであるかと思うのです。ところが
最近はこの地質調査が非常に進んで
、山形県の内陸油田の調査などは、も
う殆んど百発百中というところまで来
ているのではないか、こう思うので
す。富山背斜については四本掘つて三
本出で、又船形背斜では一本掘つ
たところびしやつとそこを当ててお
る。そういうところを考えますと、十
本掘つて一本しか当らなかつたという
昨日の上床参考人のお話は、つと明治
時代のはうから来ているんじゃないか
と考へますが、どうもそこにはびんし
ないものがあるのです。昨今もつと的
確なところまで来ているんじゃないか
と思うのですが、如何お考えですか。
○政府委員(川上爲治君) 昨日の上床
参考人のお話は、これはやはり過去十
数年の間の平均でありまして、海野先
生のおつしやる通りでございますが、
最近におきましては、或いは八本に一
本というふうなふうに技術は非常に向
上いたしております。その通りでござ
います。

○海野三朗君 一メートル掘ると約一
万円を経費を要するというようなお話
であつたが、今日帝石は如何ほど割当
てておられますか、一億三千万円のう
ち。

り幾ら出すということを含めておりま
せんが、大体一億三千万円のうち、九
千万円程度になるんじゃないだろうか
というふうな考へております。これは
指定地域を更に検討し、それから指定
の坑数も相当研究し、それから又これ
は単に一億三千万円というのは石油開
発だけの助成金ではありませんが、ガ
スの関係もありまして、そつちをど
れくらい見るかという関係、或いは石
油のほうでも単に試験掘削区だけではあ
りませんし、それ以外に助成する考え
を持つておりまして、その助成の点で
も試験掘削だけでなく、調査とかい
ろんな方面も考へておりますので、果し
てどのくらいになりますか、はつきり
した見当はできておりませんが、大体
私どものほうとしては一億三千万
円のうち九千万円程度が帝石のほうに
行くんじゃないかというふうな考へ
ております。

○海野三朗君 この衆議院の通産委員
会の附帯決議であります、この五、
六について、これは衆議院のほうの方
にこの次伺いたいと思ひます。それで
是非衆議院のほうから御出席をお願い
いたします。

○西川弥平治君 私は今これはここで
質問申上げても或いはどうかと思ひま
すけれども、衆議院の通産委員会にお
ける附帯決議の四の条項でございま
す、一帝石が、その使命を十分達成せ
ざるときは、本法の活用により、石油
試験掘削の集中的偏在を排除し、以て、
開発の合理化に努めること。という、
こういう条項がございまして、これか
ら考へますと、昨日上床さんその他の
方が御説明をいたしました百万トンの
産油を出し得るといふことに対して何
だかちよつと疑問があるような事柄に
私は聞えるのであります、どうい
うものでしょうか、これは。

○委員長(中川以良君) ちよつと西川
委員に申上げますが、実は政府の附帯
決議に對しまして先ほど衆議院委員
の他からいろいろ御疑問が出たのであ
ります。これは政府側に答弁を求めて
も意味がないので、次の委員会にお
いて衆議院から附帯決議をした人に来て
もらひまして、そして答弁をしてもら
う、なおこちらの質疑を質す、こうい
うことに先ほど取極めた次第でござい
ます。

○西川弥平治君 承知しました。当局
に一つ伺いたいと思ひますが、私はち
よつと古い話を申上げて失礼でありま
すが、通産省の地質調査におきまして
は戦争前等は有力なる地質関係の石油
の方がおられたように私は記憶いたし
ておるものであります。例えて申しま
するならば、今はどうなつておられるか
わかりませんが、千谷技師等は帝石さ
んの前身であります日本石油さんあた
りのことに對しましてやはり相当突っ
こんだ指導をされておつたように私は
見ておりますし、聞いておるのであり
ますが、この計画をいたしますに對し
まして、果してその当時の日本石油
に對して通産省がいろいろ指示をいた
しましたような有力なる技術者が通産
省のうちに実はおられるのであります
か、甚だ失礼であります如何でござ
いましょう。

○政府委員(川上爲治君) 現在ありま
す石油及び可燃性天然ガスの開発審議
会、このメンバーとして地質調
査の所長が入つておりますが、この所
長さんは石油の探査関係の専門屋でござ
います。その他地質調査所には若干
石油の専門家がおりますが、何と申し
ましても実際やつておりますのは帝石
に大分おるわけでございますので、や
はり帝石の技術者といふものを相当活
用するといふことにならうかと思ひ
ております。

○西川弥平治君 そうするとまあ率直
に話を申上げますと、以前よりは石油
に對するその通産省における技術的人
員においては、以前よりも劣つておる
のではないけれども、帝石のほうはそ
れよりも進んでおるといふことに解釈
してよろしいでございませうか。

○政府委員(川上爲治君) これは個人
個人に申しますと、地質調査のほうで
却つて非常に優れた人もおりますし、
又帝石のほうで優れた人もおります
るけれども、これは量的に申します
と、いわゆる人数という方面から言
いますと、帝石のほうは遙かにたくさん
人を持つておると思ひます。
地質調査所は石油だけではなくてい
ろんな方面、あらゆる鉱物について調査
をやつておりますし、単に鉱物だけ
ではなくて、これは水の問題とかさうし
た方面でも調査をいたしております
関係から、やはり専門家が比較的少い
状況にありますが、地質調査に對し
ましてこれを地質調査所が全面的に
これに調査をしるというても、今直ちに
これは到底でき得ないという状況に
ございませう。

○西川弥平治君 局長のお話、私は御
尤もだと思ひます。思ひますが、そこ
に私は一つの問題点があるのだと思ひ
ます。以前はやはり石油会社が相当ま
あ濫立と言ふ言葉が足りませんが、
相当多数の石油会社があつたのであり

ます。そうしてその多数の石油会社が
互角の、互角と言つてはちよつと変で
すけれども、或る程度並んだような勢
力を持つておつたのでありまして、そ
れに對する通産省、今の通産省であ
りますが、通産省はやはり指示監督とい
うようなことが徹底しておつたのであ
ります。今ではそれが全部企業合
同を戦争中にやらせられた關係上、そ
ういふ会社が一つになつたというや
うなことで、技術屋もさういふ意味にお
いてそこに集中したといふことも言
えるわけでありませうけれども、その半面
どうも通産省の指示監督がどうも少
しく私は薄らいで来ておるのではない
かという感じが非常に濃厚であるので
あります。その点如何でございませう。

○政府委員(川上爲治君) これは帝石
の性格によると思ひますが、この戦
争中におきましては、帝石というのは
特殊会社になつておりましたので、政
府も株を相当、半程度持つておりま
したし、それから帝石に對する監理官
制度というものも確かにあつたと思
ひますが、これは特別な法律により
まして特殊会社として、これを人事その他
につきましても監督をやつておりました
関係から、さういふことは十分でき
たのですが、現在におきましては、帝
石は政府の株が二三割持つておるとは
言ひながら、純然たる民間会社であ
りますので、さういふ意味から私ども
はうとしましては、人事につきまして
は直接監督はできないというやうな状
況になつております。この法律が通り
ますといふと、人事権を除きまして
は、ほかの経理とかその他の方面につ
きましては十分できることになりま
すので、現在よりも、法律が通りま

いうと、非常に帝石に對しましては強く監督ができるというような体制になると考えます。

○西川弥平治君 私は戦争前の石油会社は濫立しておつた時代のことを申し上げておるのであります、その後に於ける、企業合同後におけることは私は今お話があつた通りと思うのでございします。思うのであります、企業合同前には石油業者はたくさんあつたのであります、その当時なかに、当時の商工省という、商工省の命令というものは石油会社は金科玉条のごとく守つて来ておるのであります。従つてなかに徹底しておつたものであります、今では帝石のほうが強過ぎて、通商省がどこへ行つたかわからない、誠の語です、どこに行つたかわからないような形になつておるといふことを今申し上げておるのであります。

○政府委員(川上爲治君) その点は私は時代が違つておるのであります、当時の産業政策というのと、現在の産業政策というのが非常に變つておりました、これは同じ命令でありましたも恐らく當時におきましては、もう一々よく聞いたのでありまして、現在におきましてはなかに、そういうような状態になつていないようでありまして、そういう恐らく違ひではないかというふうにお考えのであります。

○西川弥平治君 これは幸ひこの二つの法律案が通りますれば、皆さんはこの通商省の指示監督が徹底するということでありました、私はこれ以上という問題についての質問は打切りたいと思つております。

○委員長(中川以良君) 私から一点局

第十一部 通商産業委員会 議録第三十三号 昭和二十九年四月十六日

長にお伺いしたいのですが、昨日帝石の田代社長が参考人でお見えになりまして御開陳があつたのであります、その中に帝石の紛争問題に對してお触れになつたのですが、誠にいろいろごたがひした遺憾であつたが、先般通商省が調停案を出されて、これをお互いが呑んで朗明なる解決に達した。これは川上局長の名を以て御調停になつたのだといふことでございします。これは如何なる調停をなさつたのか、それについてその調停がどういふ点に今日になつておるかという点を、若しもお差支えなかつたら一つお示しを願ひたいと思ふのであります。

○政府委員(川上爲治君) 私は成るべく人の名前を挙げまして申し上げることには差支えたいと思つておりました、今日まで殆んど人の名前を挙げて申し上げなかつたわけでございますが、この問題につきましては、昨年の暮頃から特に業者の間におきまして、いろいろ話合ひのつかない、それが又感情的になつてなるといふような虞れもありました、又一方その五カ年計画といふのはどうしてもやらなくちゃいかんといふような情勢にもなつて参りましたので、私どものほうとしましては、何とかしてこれが一日も早く解決されることを望んでおりました、私は田代社長に、この問題に對しましては、一方側の反對側のほうに對しまして、もう一方のほうに對しまして、今後は石油の開發に向つて進んでいただくといふことを再三申し上げたのですが、大体それによりまして、その双方におきましていろいろその話合ひをしつゝあつたのですが、最後のところになりまして、こ

れはどうしても役所が中へ入つてそうして裁定してもらつたほうがいいといふようなことになりまして、その結果、私が双方からの依頼を受けまして、そうしてその調停をいたしたわけでございます。その調停の内容につきましては、もうすでに実行されておるものもあるわけでございますが、それは結局新しいその定款變更をいたしまして、そうして新しい重役を入れる、それは日石及び昭和のほうから一人ずつその重役を入れる。日石のほうは取締役、それから昭和のほうは監査役、これを一人ずつ入れるということになりまして、これはこの前の臨時總會におきまして実現されたわけでございます。それからこの臨時總會後におきまして新しい重役も入つたのであります、そうして今までのごた／＼もあつたのであります、この際田代社長はそのままにしておきまして、あとは一切もう新規調停になりまして、そうして何といひますか、その内部機構といふものをもう一遍きめ直して、そして誰が今度はどういふ仕事を分担するかといふことを、その際きめて、そして新しい気分になつて参りましたといふことに相成つたわけでございます。それにつきまして、双方とも十分了承しまして、そしてこれは承知いたしておるわけでございます。そのあとで、田代社長が話をされましたように、いろいろその問題に對して相談を、いろいろ、昨日も実は相談をされたといふふうに聞いておりますが、大体そういう線であつて、新しい機構の下に新築して、そしてこの法律が通りますれば、或いはもう予算も通りましたので、この開発に對しまして積極的に進める態勢を作るといふことに相成つておるわけでございます。

○委員長(中川以良君) その局長のなさつた御調停には、いつまで、その調停に約束した事項が完了すべきであるといふことは明示されていないのですか、どうですか。

○政府委員(川上爲治君) それはいつまでという期日はあつたのですが、それにつきましては、その後双方で相談しました結果、なお期日につきましては若干の期日を置いてよろしいといふことに、両方が了解いたしましたので、私に對しましてそういう報告があつたので、私としましては、それならばそれでいいでしょうといふことにしたのでございます。

○委員長(中川以良君) その期間はいつであつたのでございしますか。

○政府委員(川上爲治君) これは臨時總會の直後ということになつております。

○委員長(中川以良君) 臨時總會はいつございました。

○政府委員(川上爲治君) 四月の七日でございます。

○委員長(中川以良君) 昨日田代社長のお話によると、一部実施できてないという点は、今局長の御発言にございましたこと、いわゆる従来の副社長以下、常勤重役の部署の問題であらうと思ひます。これはまあ、家もすつかり新しい家が完成して、上壁がまだ塗られていないだけだといふようなお話があつたのであります、見方によりますと、今言つたような臨時總會直後において解決すべき問題が、而も通商省が入られて円満に調停したと申しておられるこの問題が、考え方によりますと、私は上壁が塗れていないのなら、これは我慢して安心して仕事はできましようが、屋根の瓦がまだのつていないので、これは雨が降るとだんだん、折角建て直した家が腐つて来るのじやないかといふことを心配するのであります、又そういうことを考えられる、まじめな、国家のために考えておられる方もあるようでありまして、今回の法律を見まして、先ほどのお話を伺うと、業務關係については、人事の問題だけは触れるわけには行かないといふお話でございました。併し今の問題は、折角通商省が調停された案件であり、又双方が円満にこれを呑んでおつたのであります、これがやもやもいたしますと、折角の調停された効果も、これは無駄になるのじやないか。これはまあ本法律を審議する上にも私は重大なる關係があると思ひます。帝石が本當にまじめに建て直つて、協力一休となつて、重役諸公が、石油事業の国家的使命に大いに奮起してやるといふ態勢ができてなければ、全く私は無駄だと思つたのでございします、この点通商省としてどういふふうにお考えでございしますか。

○政府委員(川上爲治君) これは私の見通しとしましては、両方十分了承しましたことでありまして、若干の時は、両方の間に了解の下に延びておりますけれども、この問題は、この近日のうちに、私ははつきりと、その通り実行されることになると考えております。これが若しそういうことにならずに、依然として問題が紛糾しておるといふことになりました場合におきましては、これは先般も大臣からお話が

ありましたように、通産省としましてはこういう法律のバックもありまして、又、二位三千万円という予算の関係もありますし、或いは通産委員会におきまして、こういう決議もあつたといふような情勢にありますので、私どもはとうとうとしましては、断乎たる措置をとりたいといふふうに考えております。

○委員長(中川以夏君) どうぞ願わくば、一日も早くその調停案が全部明瞭に解決するように、なお通産省としましても仲裁に立たれた立場上、その点御努力に相成りますことを私は希望いたします。

○西川 弥平治君 私ちよつと委員会の席を外しましたので、或いは質問された方があつたのではないかと思います。ただ一つだけお伺いしたいと思いますが、この石油及び可燃性天然ガス資源開採法の一部を改正する法律案のほうでございしますが、今までの納付金の限度というものを廃止するといふ点でございしますが、これはなか／＼実際問題として、相当石油会社としては重大な問題だと私は考えておりますが、二次採取の場合におきましては、現在では帝石以外にはないのでございしますからんでございしますが、帝石さんと考えていいと思いますが、こういう問題を出すについては、恐らくよく帝石とはお話し合いがあつたことだろうと思ひますが、帝石がこういう点を承諾をされておるのでありますか、しづしづ承諾しておるのではないですか。その点は如何でしょうか。

○政府委員(川上爲治君) この両方の法律案につきましては、勿論帝石のほうもよく存じておりますので、私はそ

の問題については、別段帝石のほうから反対意見は聞いておりませんし、又一遍当りますと、莫大な利益が出て来ますので、若干ひとの分をかぶりましても、問題はないというような気持もあります。あつて反対はされないものと見ております。

○西川弥平治君　私は、実は莫大な歳入増加をするから問題はないということとも聞いてはおりますが、併しなから今まで一定限度以上は、まあ会社で取得をしてもよろしいというようなことになつておりますれば、会社がそれだけの利益を、金を、試掘方面に一つこれを投ずるというようなことを、強く会社に誓約でもさしたならば、むしろ私はこういうふうな補助金以上のものを無制限にとるとのこととは、ちよつと私はどうかと思つたのですが、その点大蔵省の考えが、多分、恐らくはそういうところに行つてゐるのではないかととも考えますが、むしろそういう莫大な利益を以て、探鉱方面に使わせるといふことが本筋ではないかと、かように考えますが如何でしようか。

○政府委員(川上爲治君) この法律に
おきましては、無制限にとるということ
になつておりませんので、これはやは
り一定の限度でありまして、ただ助
成金を交付されたものが、それ以上
に、一定限度まで出さなければならん
ということに相成つておるわけでござ
いまして、無制限ではございません。
それから又國家の出しました、一億三
千万円なら一億三千万円という金が、
これが非常に有効に使いますようにす
るためには、又今後助成金を有効に効
率的に出すためには、やはりその助成
金の、その使途の限度ということでは

なくて、少くとも一定の限度というものは、プールしての限度ということなんですが、そういう限度をとりまして、それを今後更に有効な方面に出したほうが、私どもとしてはいいのではないかと、いうふうに考えましたので、これをむしろやめたほうがよくはないかというふうに考えたわけでございます。

○西川彌平治君　それではもう一つ伺いますが、今の場合は、プールということは帝王一つでありますから、プールでございますけれども、もつとこれが他社のある場合のプールというのは、帝王も他社も、皆総体をプールするということですか、どうですか。

（政府委員（川上為次））これは現在において、助成金は帝石だけではなないものでありまして、その他にも若干出しておりますので、やはりプールという場合におきましては、ほかの全部入れているプールということでございます。

○委員長(中川以良君)　ほかに御質疑
ありませんか……。それでは本日はこ
の程度にいたしておきたいと思いま
す。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（中川以良君） それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散會

四月十五日日本委員会に左の事件を付託された（予備審査のための付託は三月十二日）

- 一、石油及び可燃性天然ガスの資源開発法の一部を改正する法律案
- 一、石油資源探鉱促進臨時措置法案